

長田区まち育てサポーター選考審査委員会設置要領

平成 30 年 4 月 1 日長田区長決定

(趣旨)

第 1 条 長田区まち育てサポーターの公募による選考を行うため、公募の対象となる各事業について、応募者の能力等の評価を行い、契約候補者を選定するため選考審査委員会(以下、「選考会」という)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選考会は、対象となる事業の委託に関し、提出書類及び面接、口頭試問によって審査し、各事業の契約候補者を選定する。

(組織)

第 3 条 選考会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 行政代表
- (3) その他区長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 選考会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、長田区総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、長田区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、選考会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(選考会の開催)

第 5 条 選考会は、必要の都度、委員長が召集する。

- 2 選考会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選考会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 選考会の庶務は、総務部まちづくり課において行う。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めがあるもののほか、必要な事項は区長が定める。